

昭和四十六年大蔵省令第五十七号

コンテナーに関する通関条約及び国際道路  
運送手帳による担保の下で行なう貨物の国  
際運送に関する通関条約（TIR条約）の  
実施に伴う関税法等の特例に関する法律施  
行規則

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送  
手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に關  
する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法  
等の特例に関する法律第十一條第二項及び第七項  
並びにコンテナーに関する通関条約及び国際道路  
運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送  
に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関  
税法等の特例に関する法律施行令第十二條第五項  
並びに第十九條第二項及び第四項の規定に基づ  
き、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運  
送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に  
関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関稅  
法等の特例に関する法律施行規則を次のように定  
める。

（証紙の様式及び形式）

第一条 コンテナーに関する通関条約及び国際道  
路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際  
運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に  
伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和  
四十六年政令第二百五十七号。以下「令」とい  
う。）第十一條第五項に規定する証紙の様式及  
び形式は、別表第一のとおりとする。  
（保証団体となるための認可を申請する際の添  
付書類）

第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道  
路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際  
運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に  
伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六  
年法律第六十五号。以下「法」という。）第十  
條第二項に規定する財務省令で定める書類は、  
次に掲げる書類とする。

- 一 国際道路運送手帳による担保の下で行なう  
貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条  
約）第五條二に規定する国際団体（以下「国  
際団体」という。）に加盟していることを証  
する書類
- 二 国際団体との間に関税及び内国消費税（輸  
入品に対する内国消費税の徴収等に関する法  
律（昭和三十年法律第三十七号）第二條第一  
号に掲げる内国消費税をいう。）に関する保  
証契約を締結することが確実であることを証  
する書類

- 三 当該法人の登記事項証明書
- 四 当該法人の設立の趣旨及び沿革を記載した  
書類
- 五 最近期の事業報告書、収支決算書、貸借対  
照表及び財産目録

（業務を廃止する際の届出）  
第三条 法第十條第七項の規定による届出は、業  
務を廃止しようとする日の一月以前に、業務の  
廃止の年月日及び理由を記載した書面で行な  
なければならない。

（承認板に係る帳簿に記載すべき事項等）  
第四条 令第十八條第二項に規定する財務省令で  
定める事項は、同條第一項に規定する承認板  
（以下「承認板」という。）を同項の規定により  
コンテナーに取り付けた年月日及び当該コンテ  
ナーの製造番号とする。

2 承認板の様式及び形式は、別表第二のとおり  
とする。  
別表第1 証紙の様式及び形式

別表第1 証紙の様式及び形式



- 1 証紙の大きさは、直径 16 センチメートルとする。
- 2 知照には、左側 14 角形に内閣府の印を捺すものとする。
- 3 知照の知照の知照は、青色とし、内閣府の知照の知照は、赤色とし、「日本国」及び「関」の文字並びに知照の知照及び知照は、白抜きとし、知照は、青色とする。
- 4 知照は、反対の知照がアルファベットとする。

別表第2 承認板の様式及び形式

別表第2 承認板の様式及び形式



- 1 承認板の大きさは、縦 16 センチメートル以上、横 20 センチメートル以上とする。
- 2 承認板に記載する文字は、印刷又は刷印による。
- 3 承認板に記載する文字は、法第 14 条第 1 項の本項に定める番号を表示する。
- 4 TYPE 欄には、承認板を取り付けるコンテナーの型式の記号及び番号を表示する。
- 5 MANUFACTURER'S No. OF THE CONTAINER 欄には、承認板を取り付けるコンテナーの製造番号を表示する。
- 6 文字の印刷又は刷印の色は、知照の色は青色とし、知照の色及び知照の色は白抜きとする。ただし、知照の色は青色とする。

附則 この省令は、昭和四十六年八月十二日から施行する。

附則（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第百八十一條第一項、第百八十二條第一項（改正前国共済施行規則第七十八條中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る。）及び第二項並びに第百八十三條第一項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替へ使用することができる。

附則（平成一七年三月七日財務省令第一二号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附則（平成二四年三月三一日財務省令第三五号）抄  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。